

位置情報基盤整備のための ガイドライン

Version 1.0.1

平成26年10月31日

国土地理院

目 次

1. 総則
 - 1-1. 位置情報基盤整備の目的
 - 1-2. ガイドラインの位置づけ
 - 1-3. ガイドラインの構成及び用語の定義
 - 1-4. ガイドラインの見直し・修正について
2. 位置情報点と場所情報コード
 - 2-1. 位置情報点
 - 2-2. 場所情報コード
 - (1) ucode の仕様
 - (2) 場所情報コード (ucode) のデータ形式の詳細
 - (3) 論理場所情報コード
3. 位置情報点の選定
 - 3-1. 位置情報点の選定について
 - 3-2. 位置情報点の地点と記録媒体について
 - (1) 位置情報点となる地点の選定
 - (2) 使用する記録媒体の要件
4. 位置情報点の位置の測定
 - 4-1. 位置情報点の位置の測定
 - 4-2. 測定の基準と測定精度
 - (1) 「水平位置」の主な測定方法と精度の目安
 - (2) 「標高」の主な測定方法と精度の目安
 - 4-3. 水平位置の測定
 - (1) 地理空間情報を用いた測定方法
 - (2) 公共測量作業規程の準則等に基づいた測定方法
 - 4-4. 標高の測定
 - (1) 地理空間情報を用いた測定方法
 - (2) GNSS測量による算出
 - (3) 水準測量による方法
5. 場所情報コードの申請、管理
 - 5-1. 場所情報コード発行の流れ
 - 5-2. 基本情報の作成
 - 5-3. 場所情報コードの申請
 - (1) 場所情報コードの申請前に準備すること
 - (2) 申請者登録
 - (3) 場所情報コード (ucode) の申請、受領
 - (4) 場所情報コードの受領後に行うこと

5-4. 場所情報コードの管理

- (1) 基本情報の修正
- (2) 場所情報コードの停止・廃止
- (3) 詳細情報
- (4) クレーム対応
- (5) 信頼性評価制度について

1. 総則

1-1. 位置情報基盤整備の目的

近年、GPS 機能を搭載した携帯端末、カーナビゲーション等の普及に伴い、屋外において位置情報サービスの提供が拡大し、屋内においても無線 LAN 等を活用した測位や3次元空間情報整備の研究開発が進められている。現在、これらの技術を融合させ地理空間情報を屋内・外で統一的に利用できる新たな位置情報基盤の整備が課題となっている。

平成 22 年 5 月 11 日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（本部長：内閣総理大臣）（以下、「IT 戦略本部」という。）で決定された「新たな情報通信技術戦略」において、平成 22 年度から屋内外の位置情報のコードの体系化・標準化、サービス利用ガイドラインの検討等、空間位置情報コードの基盤整備を関係府省連携の下で地理空間情報の活用を推進することとして、新たな位置情報基盤の確立を、国で行うべき喫緊の施策と位置づけ推し進めることとなった。

国土地理院は、この戦略の実現に向け、生活空間において固定された地点に対し、緯度・経度・高さ（階層）から構成される場所情報コードを発行し、その利活用を推進することにより、新たな位置情報基盤の利用範囲を拡大することを検討している。場所情報コードは、誰でも申請・利用できることとしており、その手続きの標準化及び規格化を図る必要がある。このため、学識経験者や関係機関を交えた意見の聴取等を行い、場所情報コードの申請方法、位置測定方法等について、位置情報基盤整備のためのガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）として取りまとめた。

1-2. ガイドラインの位置づけ

地理空間情報活用推進基本法及び新たな地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）は、地理空間情報を高度に活用する新たな社会の実現を述べている。また、IT 戦略本部「新たな情報通信技術戦略」においては、位置情報のコード付与の仕組みの確立等に取り組むこととされている。

本ガイドラインは、「新たな情報通信技術戦略」の「空間位置情報サービスその他の電子情報を活用した新市場の創出」における「空間位置情報コード発行・管理システム」の運用にあたって、位置計測や申請・発行・管理の手続きを取りまとめたものである。

1-3. ガイドラインの構成及び用語の定義

本ガイドラインの構成は次のとおりである。

「2. 位置情報点と場所情報コード」では、位置情報点及び場所情報コードについての概要を説明する。

「3. 位置情報点の選定」では、位置情報点の設置方法について説明する。

「4. 位置情報点の位置の測定」では、標準的な位置測定方法と測定精度について説明する。

「5. 場所情報コードの申請、管理」では、場所情報コードの申請、発行及び管理について説明する。

本ガイドラインで用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- ・基本情報： 場所情報コードを発行・管理する際に必要な情報。その地点の座標値、地物の属性や申請者（設置した機関等）に関する情報などが該当する。

- ・詳細情報 : 場所情報コードを利用して、申請者または他の事業者等が独自に提供する情報。
- ・固定地物等 : 地面や建物等に固定された工作物または(樹木等の)自然物。利用する際、常に同じ場所に存在するものであれば可動であっても良い。
- ・記録媒体 : 場所情報コードを記録する IC タグや QR コード等のメディア。
- ・施設管理者 : 対象となる地点における記録媒体設置や情報公開の可否についての決定権者。

1-4. ガイドラインの見直し・修正について

本ガイドラインは、場所情報コードの申請方法、位置測定方法等について取りまとめたものであるが、コードの普及・利用状況や測位技術の進展等を踏まえ、必要に応じ随時見直しを行う性格のものである。場所情報コードの発行機関においては、毎年ガイドラインの内容が現状に適合しているかを確認し、修正が必要と認められた場合は、利用者に十分な周知を行った上で記載事項を修正する。特に、コード占有対策のための措置として定めたしきい値(5-3(1)②及び5-3(3)2参照)については、申請状況に基づき最適と思われる値に修正するものとする。

2. 位置情報点と場所情報コード

2-1. 位置情報点

「位置情報点」とは、固定地物等において、簡単な測定でその位置が求められた地点のことである。必ずしも測量の基準点のような標石や杭である必要はなく、誰もが同一地点と認識できるものであれば、例えば、家の角、建物の出入口、記念碑等でも良い。「位置情報点」には、原則として場所情報コードが記録されたICタグやQRコード等の媒体を設置し、記録されている情報を携帯端末等で読み取って利用することを基本とする。

2-2. 場所情報コード

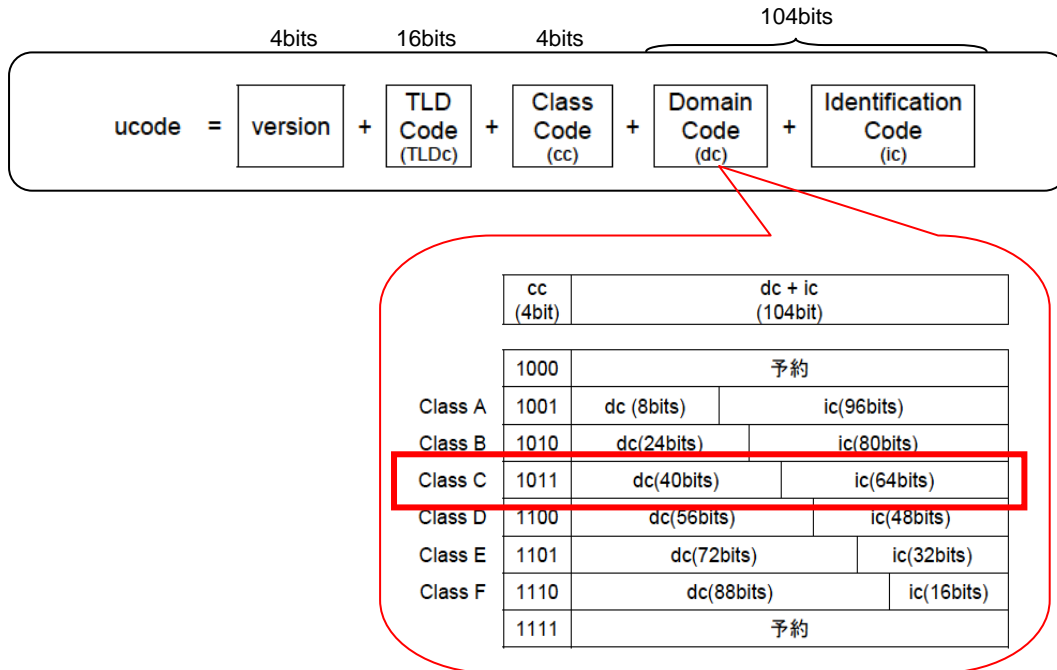
場所情報コードは、緯度・経度・高さ(階層)によって定義される空間とその空間に存在する位置情報点を唯一無二に識別するIDであり、ucodeの仕組みを用いて記述する。

場所情報コードは、申請者が発行に必要な基本情報等を添えて申請を行い、それを受けて発行機関が発行する。なお、空間そのものをucodeで表したものを、特に「論理場所情報コード」と呼び、申請・発行の手続きを行わずに使用できる。

(1) ucode の仕様

ucode は、識別したい物や場所、概念を唯一無二に特定するための128bitsを基本とする固定長コードであり、T-Engine フォーラムの会員で運営される「ユビキタス ID センター」が管理している。ucode の仕様は、下記のとおりである。国土地理院は、Class C のセカンドレベル・ドメインとして、ユビキタス ID センターから上位64bits「0-0001-B-0000000003₁₆ (16進数表記)」を割り当てられ、下位64bitsの場所情報コードのデータ形式部を管理する。

ucode (128bits基本長) の構造



定義済CCの値とSLDCとICのビット境界

- Version : 現在のバージョンは、0000₂ (2進数表記)。
- TLDc (トップレベルドメインコード) : ユビキタスIDセンターが認定した組織に割り当ててるドメイン。
- cc (クラスコード) : dc (ドメインコード) 及び ic (識別コード) の境界を示すコード。
- dc : TLD管理組織が認定した組織に割り当ててるドメイン (SLDc : Second Level Domain Code)。
- ic : SLD管理組織が自由に管理できるコード。

※ 国土地理院がユビキタスIDセンターから割り当てられた ucode:

0-0001-B-0000000003-*****

(16進数表記)

(2) 場所情報コード(ucode)のデータ形式の詳細

場所情報コードは、計測した緯度・経度 (0.1秒位以下の端数は切り捨て)、高さ方向 (建物の階数を階層に変換したもの) で分類し、ucodeとして生成する。同一の緯度・経度・高さにある複数の点は、末尾に連番を付して識別する。

場所情報コードの水平位置は、緯度・経度を東経 180度～西経 180度、北緯 90度～南緯 90度の範囲で指定でき、地球の全域で表現することが可能である。高さ方向は、地下 50階～地上 200階 (各階の間の階層も表現できる) で指定でき、屋外等特殊な階層をコードテーブルで別途定義して表現する。そのデータ形式は、次表のとおりである。

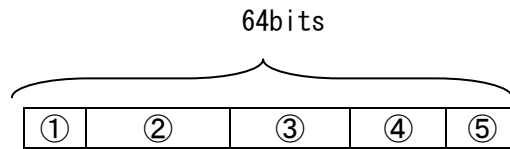


表 場所情報コードのデータ形式

		bit 数	表記方法 ($_2$ は2進数表記を表す)
①	分類	2	当面「00 $_2$ 」のみを使用
②	北緯及び南緯	1	「0 $_2$ 」北緯、「1 $_2$ 」南緯
	緯度	22	緯度を秒単位で表し、0.1秒未満を切り捨て10を掛けて整数化し2進数で表現する。
③	東経及び西経	1	「0 $_2$ 」東経、「1 $_2$ 」西経
	経度	23	経度を秒単位で表し、0.1秒未満を切り捨て10を掛けて整数化し2進数で表現する。
④	高さ(階層)	8	建物の階数(地下は負の数)に50を加え階層に変換し、8bitsの2進数で表す。最後の1bitで中間階を表す。屋外等の特殊空間については、別途定義して使用する。
	中間階	1	
⑤	連番	6	②～④で指定された空間の中のモノを識別するID。「000001 $_2$ 」から「111111 $_2$ 」までの63個を指定できる。 なお、「000000 $_2$ 」は、空間そのものを表すコードと定義する。

①分類 (2bits)

場所情報コードの将来的な仕様変更に対応できるよう、当面は「00 $_2$ 」で固定し、今後変更が行われた場合、旧仕様との区別等に利用する。

②緯度 (23bits) 及び ③経度 (24bits)

先頭の1bitで北緯/南緯及び東経/西経を区別し、北緯・東経を「0 $_2$ 」、南緯・西経を「1 $_2$ 」で表記する。緯度・経度の数値は秒単位で表し、0.1秒未満を切り捨て10を掛けて整数化し2進数で表現する。

④高さ(階層)

位置情報点の地点が屋内である場合、建物の階数(地下は負の数で表すものとする)を以下の変換式に従い階層として8bitsの2進数で表し、最後の1bitは通常「0 $_2$ 」とし、これを「1 $_2$ 」とすることで中間階(一つ上の階との中間層)であることを表現する。

階数から階層への変換 : 「階層」 = 「階数」 + 50 (階数は -50 から 200 まで)

なお、英国等で使われる「グランドフロア」は0階として扱うものとする。建物の階数が明確でない場合、原則として建物の管理者が定めた階数を用いるものとする。管理者が特に階数を定めていない場合は、該当する空間の最寄りの地表に最も近い平面を1階相当(51階層)として、上下方向に利用可能な平面があるごとに階層を1ずつ増減させるものとする。

位置情報点の地点が屋外である場合は、特殊コードにより表現する。

- ・屋外（海上を含む）：「11111111₂」
- ・屋上：「11111110₂」
- ・海底、湖底、川底：「11111101₂」

⑤連番

前述の②～④項で指定された空間の中で、64 個の識別ができるように 6bits の連番領域を設けている。ただし、このうちの「000000₂」は、空間を識別するためのコード（論理場所情報コード、後述）として定義するため、同一空間域内の位置情報点に発行できる場所情報コードは最大で 63 個となる。

（3）論理場所情報コード

論理場所情報コードは、緯度・経度と高さ（階層）で区別された空間を表すコードで、連番を「000000₂」としたものである。これは、空間に対してアプリオリに割り当てられたコードであり、場所情報コード発行機関に申請手続きをしなくても自由に利用できる。ただし、位置情報点を唯一無二に特定する ID としては利用できない。

3. 位置情報点の選定

3-1. 位置情報点の選定について

設置者（申請者）が位置情報点の位置を測定し、その座標値と基本情報を申請し、それを受けて場所情報コード発行機関が、場所情報コードの発行及び基本情報等の登録を行う。

位置情報点を選定し、記録媒体を設置するときは、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重すること。

3-2. 位置情報点の地点と記録媒体について

（1）位置情報点となる地点の選定

位置情報点となる地点は、誰もが同一の地点と認識できるような固定地物の特徴的な地点（建物の角、出入口など）であり、簡単な測定で位置が求められることが望ましい。該当する地点としてどの程度のエリアを同一視するかは環境や利用目的によって異なるが、人との待ち合わせが可能な程度を目安とする。（例：渋谷駅前忠犬ハチ公像、東京駅八重洲南改札口、日本橋交差点北西角、等）

ただし、路面や出入口の中央のように、その位置情報点に記録媒体を設置すると利便性が低下する場合は、水平位置で概ね 0.05 秒（約 1.5m）の範囲を目安に、記録媒体を転移して設置できる。転移して設置した場合は、位置情報点と記録媒体の位置関係が現地で容易に把握できるような措置を行う。

（2）使用する記録媒体の要件

記録媒体は、原則として T-Engine フォーラムの定める ucode タグまたは国土技術政策総合研究所資料「自律移動支援システムに関する技術仕様（案）」（平成 21 年 5 月）に定められた媒体を使用し、場所情報コードは、ユビキタス ID センター関連仕様書または上記の技術仕様（案）の様式に従って格納する。記録媒体は、国際規格及び国内規格を標準とするが、規格化されていない場合は、早期の普及を図るため、市販の携帯端末

等に適用が可能なもの、もしくは適用の可能性が高いと見込まれる媒体を選定する。また、電波を利用する媒体では、周辺環境に配慮し干渉等の障害が起こらないように措置する。

4. 位置情報点の位置の測定

4-1. 位置情報点の位置の測定

位置の測定は、原則として位置情報点の存在する位置についての測定をする。ただし、アクティブタグや IMES のように通信距離が長く、受信エリアが広域となる場合は、位置情報点の認識が困難となるため、記録媒体を設置する地点を位置情報点と見なし、その位置を測定するものとする。

4-2. 測定の基準と測定精度

場所情報コードは、位置情報点の測定誤差の大小によらず発行することとしているが、測定精度の異なるものが混在することで利用者が混乱することの無いよう、測定の基準を整合し、位置を測定した精度を明確にしなければならない。

位置情報を表す緯度、経度及び標高は、測量法第 11 条に規定する世界測地系による経緯度及び平均海面からの高さで表す。

場所情報コードの申請時には、記録媒体の設置場所を示す水平位置（緯度及び経度）や標高の情報のほか、その測定の精度も提示する。

測定の精度は、以下の分類のいずれかで表すものとする。

(1) 「水平位置」の主な測定方法と精度の目安

精度の分類	水平位置（経緯度）の精度の目安	主な測定方法
高精度	～ 0.01 秒（約 0.3m）	公共測量（基準点測量）作業規程の準則に基づく測量方法など。
中精度	～ 0.1 秒（約 3m）	縮尺 1/2500 相当（都市計画区域）の地形図や「地理院地図」等の地理空間情報を用いた位置情報の測定方法のほか、これらと同等の精度を有する測定方法による。
低精度	～ 1.0 秒（約 30m）	ハンディ GPS 受信機（標準偏差値約±10m）による測定方法や縮尺 1/25000 相当（都市計画区域外）の地形図や「地理院地図」等の地理空間情報を用いた位置情報の測定方法のほか、これらと同等の精度を有する測定方法による。
精度不明	精度がわからない。	上記の低精度より精度が低い、或いは精度が不明な場合。

(2)「標高」の主な測定方法と精度の目安

精度の分類	標高の精度の目安	主な測定方法
高精度	～ 0.5 m	公共測量（基準点測量）作業規程の準則に基づく測量方法や水準点（或いは標高が既知の三角点）からの水準測量などによる。
低精度	～ 5 m	縮尺 1/25000 相当（都市計画区域外）の地形図や基盤地図情報（デジタル標高モデル）から読取る方法による。
精度不明	精度がわからない。	上記の低精度より精度が低い、或いは精度が不明な場合。

4-3. 水平位置の測定

(1) 地理空間情報を用いた測定方法

地理空間情報活用推進基本法により規定された地理空間情報を用いた位置情報点の水平位置（緯度及び経度）の測定方法は以下のとおりである。

①地形図等による測定方法

地形図等の図郭四隅の座標値を用いて、バイリニア補間法等により位置情報点の水平位置を測定する。

②基盤地図情報等を利用した測定方法

国土地理院が公開している縮尺レベル 2500 または縮尺レベル 25000 の基盤地図情報閲覧サービスや「地理院地図」を利用して、位置情報点の水平位置を測定する。

・基盤地図情報の縮尺レベルと位置精度

国土地理院が整備する基盤地図情報データの縮尺レベル及び位置精度は、次表のとおりである。

縮尺レベル	水平位置の誤差	高さの誤差	備考
2500	2.5 m以内	1.0 m以内	都市計画区域 (縮尺1/2500相当以上)
25000	25 m以内	5.0 m以内	都市計画区域外 (縮尺1/25000相当以上)

(地理空間情報活用推進基本法及び国土交通省令「基盤地図情報の基準」より)

(2) 公共測量作業規程の準則等に基づいた測定方法

公共測量作業規程の準則の地形測量及び写真測量における現地測量（細部測量）作業等により、TS等（TS、セオドライト、測距儀等）またはGNSS測量機を用いて、位置情報点の水平位置（緯度及び経度）を測定する。

4-4. 標高の測定（任意）

場所情報コードの申請に必要な高さ情報は、主に建物の階数であって標高は必須ではないが、標高を利用する位置情報サービスにも対応できるように、基本情報に標高の項目を設けている。基本情報への標高の登録は、原則として屋外における位置情報点の場合のみとする。

屋外において標高を測定する手法として以下の方法がある。

（1）地理空間情報を用いた測定方法

地形図等の等高線や航空レーザー測量データ等を利用して標高を測定する。

例として、「地理院地図」にアクセスし、該当する地点をクリックして標高を読み取る利用方法もある。

（2）GNSS測量による算出

GNSS測量のようにGNSS測量機を用いた観測では、高さの情報が楕円体高で取得される。楕円体高と標高との関係は、下記の式で表される。標高の計算に用いるジオイド高は、前述の水平位置（緯度及び経度）測定結果と国土地理院ジオイド測量ホームページの「ジオイド高計算」より、ジオイド・モデル「日本のジオイド2011」を用いて容易に算出することができる。

$$\text{標高} = \text{楕円体高} - \text{ジオイド高}$$

（3）水準測量による方法

近傍の標高が既知の水準点或いは三角点から、直接水準測量や間接水準測量により高さを取り付けて標高を求めることができる。

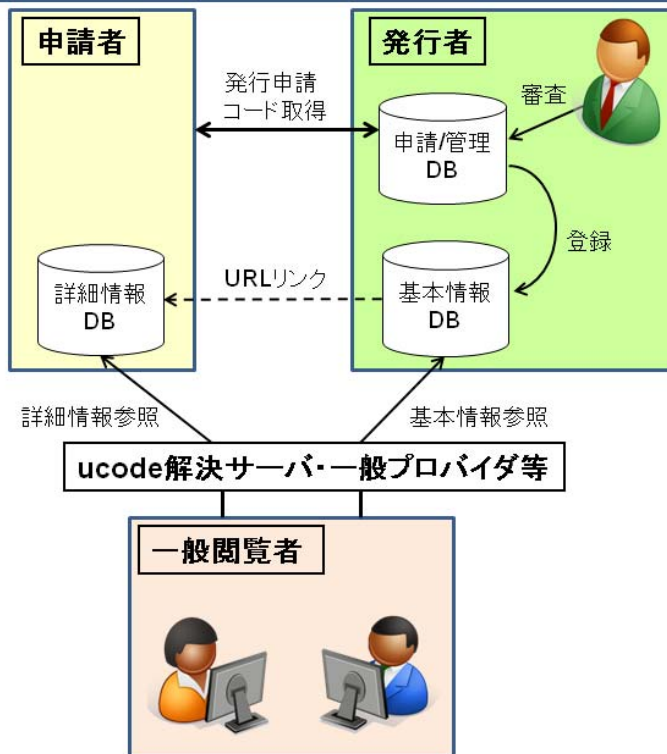
5. 場所情報コードの申請、管理

5-1. 場所情報コード発行の流れ

場所情報コードには「予約」、「運用」、「停止」、「廃止」の4つの状態がある。

- ・予約： 場所情報コードの発行に先立ち、該当コードを予約した状態。この時点では予約したコードの取消が可能。
- ・運用： 場所情報コードを発行し、利用できる状態。
- ・停止： 発行済みの場所情報コードの利用を一時的に停止した状態。この時点では再度運用状態に戻すことが可能。
- ・廃止： 該当するコードを再度利用する見込みがなく、廃止した状態。このコードを再度利用することはできない。

場所情報コードシステムの仕組み



◆登場人物

◎申請者

- ・コードの設置に責任を持つ組織。不動産会社、ビル管理者など。
- ・実際に設置工事を行う組織。測量会社、測量士など。
- ・発行者へ申請して、コードを取得する。
- ・停止・廃止の申請等も行う。

◎発行者

- ・申請者からの申請を受けて、コードを発行する。当面は地理院が役割を果たす。

◎一般閲覧者

- ・場所情報コードを参照する個人又は組織。

◆情報の分類

◎場所情報コード(物理コード)

◎拡張情報

- ・ICタグ等に格納される場所情報コード以外の情報。公開。(DBに格納されないこともある)

◎基本情報

- ・コードに付随する基本的な情報。発行者のサーバに格納される。公開。

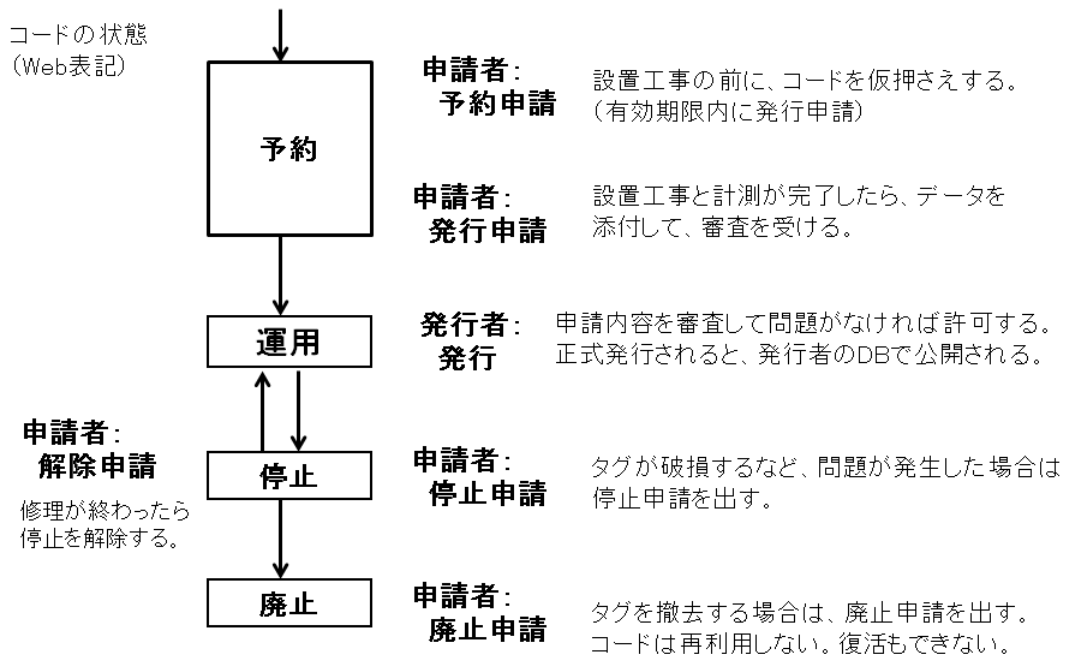
◎申請/管理情報

- ・発行者が審査や管理を行うために参照する情報。非公開。

◎詳細情報

- ・申請者が管理および公開する情報。2

場所情報コード発行の流れ



申請者は、次の各種申請を行うことにより、場所情報コードの新規取得や状態変更等を行うことができる。

- ・ 予約申請 : 媒体設置前に地図等で位置を計測し、該当コードを「予約」として事前に押さえることができる。発行されるコードを前もって把握できるため、媒体設置の際に同時にコード書き込みができる利点がある。発行申請前であればコードの取消も可能。1ヶ月以内に発行申請を行わなければ、予約が取り消される。
- ・ 予約取消申請 : 予約申請後、該当コードを発行申請しないこととなった場合は取消の申請を行う。
- ・ 発行申請 : 場所情報コードの正式な発行申請。発行後のコードの取消はできない(取り消す場合は廃止の手続きを行うこととなる)。
- ・ 基本情報修正申請 : 申請時に登録した基本情報に修正が発生した場合は、該当箇所を修正する申請を行う。
- ・ 停止申請 : 媒体や事業者のサービスに障害が生じた場合など、一時的にコードの利用を停止したい場合は、停止申請を行う(場合により発行機関が強制的に停止を行う場合もある)。コードが停止された状態では、基本情報の公開も停止される。再運用申請を行うことによりコードを再度運用状態に戻すことが可能。
- ・ 再運用申請 : 停止したコードを再度運用させる場合には、再運用申請を行う。
- ・ 廃止申請 : 位置情報点を整備した地物が撤去された場合など、コードが二度と使われる見込みのない場合は、廃止申請を行う。廃止したコードは再利用されない。

5-2. 基本情報の作成

申請を行う際に必要な位置情報や地物情報などの基本情報を準備する。

基本情報にはコードに関する情報と申請者に関する情報があり、発行機関がサーバー上で管理する。サーバー上で管理する基本情報の項目は以下の通りであり、このうち「申請者記入」欄に記載のある項目は申請者が申請した内容に基づき登録されるため、これらの情報について、申請前に予め準備しておく。

また、公開ポリシーにおいて「申請者判断」とある項目については、申請者において情報の公開・非公開を予め判断しておく。申請者が施設管理者でない場合、情報の公開には施設管理者の同意が必要となる(5-3(1)④参照)。

基本情報のうち「名称」については、利用者が現地において位置情報点を特定できるような名称であることが望ましいが、施設管理者の個人名など個人情報(特定の個人を類推可能な情報を含む)を含めてはならない。

「位置情報点の属性」については、検索用のキーワードを登録する。検索に掛かり易くするため、なるべく登録済みの用語を使用する。

1) コード情報テーブル

項目	説明	申請者 記入	公開 ポリシー
・ 場所情報コード (ucode)	発行した場所情報コード 【初回のみ発行機関から指定、以降は申請者記入】		公開
・ フォーマットバージョン	利用分野の大分類とバージョン 【初回のみ発行機関から指定、以降は申請者記入】		申請者 判断
・ 位置情報点の種別	位置情報点の種別 【初回のみ発行機関から指定、以降は申請者記入】		申請者 判断

・ 整理番号	場所情報コードの発行前に申請者が地物管理等で発番した整理番号	任意	非公開
・ 位置測定日	位置座標を測定した日	必須	申請者判断
・ 位置情報の基準日	位置座標を取得した地域における測量成果の元期（三角点の場合のみ）	必須	公開
・ データ作成日及び更新日	場所情報コード発行日及びコード情報更新日（申請情報の登録日）		公開
・ 緯度経度	位置情報点の水平位置の測定結果	必須	申請者判断
・ 水平位置測定精度	位置情報点の水平位置の測定精度（高精度、中精度、低精度、精度不明 から選択）		
・ 標高（屋外の場合）	位置情報点の標高（平均海面からの高さ）	任意	申請者判断
・ 標高測定精度	位置情報点の標高の測定精度（高精度、低精度、精度不明 から選択）		
・ 階数	屋外または屋内の階数情報	必須	申請者判断
・ 中間層（屋内の場合）	屋内の中間層情報		
・ 市町村コード	位置情報点所在地の市町村コード（全国地方公共団体コード）	任意	申請者判断
・ 住所	位置情報点所在地の住所の地名表記（大字以下の町名、地番）	任意	申請者判断
・ 名称	位置情報点所在地の地点を示す 施設、地物等の名称	必須	申請者判断
・ 位置情報点の属性（地物情報）	閲覧システムでの検索時のキーワード	任意	申請者判断
・ 冠字及び選点番号	三角点の冠字および選点番号（三角点の場合のみ）	必須	公開
・ 施設管理者	施設等の管理者の名称等	必須	非公開
・ 詳細情報（URL）	詳細情報を掲載するウェブサイトの URL	任意	申請者判断
・ 記録媒体	設置する記録媒体の種別（例：RFID, IMES など）	必須	申請者判断
・ 状態	場所情報コードの運用状態（例：予約、運用、停止、廃止）【注2】	必須	公開
・ 申請者 ID	申請者登録時に発行される申請者識別 ID	必須	公開【注3】
・ uID	記録媒体の uID（場所情報コードとは別に振られている場合）	任意	申請者判断
・ 備考	その他の情報	任意	申請者判断

2) 申請者情報テーブル

項目	説明	申請者 記入	公開 ポリシー
・申請者 ID	申請者登録時に発行される申請者識別 ID 【初回のみ発行機関から指定、以降は申請者記入】		公開 【注3】
・申請者 ID チェックコード	申請者登録時に発行される識別子（誤登録防止のため） 【初回のみ発行機関から指定、以降は申請者記入】		非公開
・申請者名称	申請者の名称	必須	公開 【注3】
・申請者ホームページの URL	申請者のホームページの URL	任意	公開 【注3】
・認証コード	申請者の真贋の判断に使用するための認証コード 【初回のみ発行機関から指定】		非公開
・住所	申請者の住所	必須	非公開
・担当者氏名	担当者の氏名	必須	非公開
・連絡先 E-mail	場所情報コードに問題等が発生したときに、確実に連絡の取れる（1 ヶ月以内に返信可能な）問合せメールアドレス	必須	公開 【注3】
・連絡先電話番号	場所情報コードに問題等が発生したときに、確実に連絡の取れる問合せ電話番号	任意	非公開

【注1】：申請者記入欄の空欄部は、初回のみ発行機関が入力する。

【注2】：場所情報コードの「状態」（予約、運用、停止、廃止）は、申請者が申請の種類を指定することにより自動的に確定する（発行機関において強制的にコードを停止させた場合を除く）。

【注3】：コード情報テーブルにて「申請者 ID」を公開と指定すると、申請者情報の申請者名称、メールアドレス及び申請者ホームページの URL も公開される。但し、申請者情報の公開によって支障が生じる場合は、申請者判断により非公開とすることができる。

5-3. 場所情報コードの申請

(1) 場所情報コードの申請前に準備すること

① 予約申請の有無の判断

新規に場所情報コードを取得したい場合、予約申請または発行申請を行う。申請者は、予約申請が必要か予め判断しておく。

場所情報コードの発行申請は、発行後直ちに運用できる状態において申請することを基本形式とする。設置工事等の都合により発行後直ちに運用できない場合や、設置工事の効率化のため工事着手前に場所情報コードを取得したい場合などは、発行申請に先立ち予約申請を行うことで、予め該当するコードを仮押さえすることができる。ただし、予約申請の有効期間は1ヶ月であり、有効期間を過ぎても発行申請が無い場合には、場所情報コードの予約は取り消されるので注意すること。

② 同一空間内のコード発行状況の確認

特定の空間に対する場所情報コード占有対策として、同一空間内において連番領域のうち一定数（当面 31 とする）まで発行済みの場合、発行機関は原則として施設管理者からの申請のみを受け付けることとする。施設管理者でない者が事前に申請を行う場合、該当する空間のコード発行状況を確認し、連番領域が既に一定数まで発行済みの場合は、申請について発行機関に事前に相談すること。

③申請様式への基本情報の入力

各種申請の効率化のため、申請の手続きは、申請用の様式に必要事項を記入して担当宛て電子メール（以下、「メール」という。）にて送付することを基本とする。一部申請では共通の様式を使用し、申請時のメール本文に申請の種別を明示する。申請様式のファイル形式は、エクセルファイルまたはテキストファイルとし、申請地区毎に 1 ファイル作成する。テキストファイルはカンマ区切りの CSV 形式、文字コードは Shift-JIS とする（申請様式の詳細は別紙 1 を参照）。

④媒体設置・基本情報公開の許認可

申請者が施設管理者と異なる場合は、予め位置情報点への媒体設置と基本情報の公開等について施設管理者の同意を得ておくこと。ただし、位置情報点が道路・公園等の公共空間である場合において、基本情報の公開についての施設管理者の同意は不要とする。

（2）申請者登録

申請者が初めて場所情報コードの申請を行う場合、まず申請者登録を行う。発行機関から申請者登録申請の様式（別紙 1 を参照）を入手し、申請者情報テーブルに示した必要事項を記載の上、発行機関宛てに送付する。発行機関において受付完了後、「申請者 ID」及び「申請者認証コード」がメールにて送付されるので、両者をセキュリティ上安全な箇所に別途保存する。申請者認証コードが送信されてきたメールについては、セキュリティ確保のため、保存後消去するのが望ましい。

以降の場所情報コード申請では、申請者 ID を以って申請者情報の入力が省略できる。なお、申請者認証コードは、基本情報に関する各種申請及び申請者登録情報の修正申請に際し、なりすまし対策のための照合に利用する。

申請者情報に修正が生じた場合は、申請者登録の様式に更新された情報と登録済みの申請者 ID 及びチェックコードを記入し、申請者認証コードをパスワードとして申請様式をパスワード保護し、メールに申請者 ID を記載の上、申請を行うこととする。

（3）場所情報コード（ucode）の申請、受領

申請者は、発行機関あてに基本情報を添えて、メールにて場所情報コードの発行申請を行う。発行機関から基本情報登録申請の様式（別紙 1 を参照）を入手し、コード情報テーブルに示した必要事項を記載の上、発行機関宛てに送付する。発行機関において受付完了後、「場所情報コード」等を追記した様式がメールにて送付される。

場所情報コードの申請にあたっては、以下の項目に注意する。

- 1) 場所情報コードの重複発行を極力少なくするため、申請の際には過去に同一地点にコード発行がされているか否かを確認し、すでに発行済みの場合には設置されている記録媒体が利用できるかをまず検討する。
- 2) 特定の空間に対する場所情報コード占有対策として、同一空間内における同一申請者からの申請が一定数（当面 5 点とする）を超えた場合、発行機関は申請者に利用目的を確認することとする。利用目的によっては申請が認められないこともあるので注意すること。

- 3) 公共空間でない個人宅等へコードを付与する場合、基本的に「論理場所情報コード」(2-2(3)参照)の利用を推奨する。例外的に個人宅等を対象に場所情報コードの利用を申請する場合は、申請者が発行機関に別途相談し、発行機関において必要性・公共性などを考慮して可否を判断することとする。
- 4) 記録媒体を設置しない場合は、基本的に論理場所情報コードの利用を推奨するが、公共の目的により特定の情報を共有する必要がある場合は、申請者が発行機関に別途相談し、発行機関において必要性・公共性などを考慮して可否を判断することとする。
- 5) 基本情報のうち、申請時において公開を選択した項目については、発行機関の閲覧用サーバーにおいて情報が公開される。申請者は公開を選択した項目の情報について、発行機関や他の利用者に対し、当該情報の閲覧・利用を認めることとする。
- 6) 基本情報に関する各種申請に際しては、なりすまし対策のため、申請者登録時に発行された申請者認証コードをパスワードとして申請様式をパスワード保護し、メールに申請者 ID を記載の上、申請を行うこととする。

(4) 場所情報コードの受領後に行うこと

- ・発行された場所情報コードを速やかに記録媒体に記録する。ucode の記録仕様がユビキタス ID センターにおいて定められている場合は、その仕様書 (<http://www.uidcenter.org/ja/spec>) 等を参照すること。記録後、読み取り用の端末で媒体にアクセスし、動作確認を行う(この操作は、発行機関における媒体の設置確認を兼ねる)。発行機関において長期間(当面発行後3ヶ月とする)動作確認の実施が確認されない場合、申請者に媒体設置の確認を行うこととする。確認が取れない場合は、発行機関において強制的にコード停止等の措置を取ることがあり得る。
- ・場所情報コードが予約状態である(予約申請により場所情報コードを受領した)場合は、記録媒体への記録後に速やかに発行申請を行う。予約申請によるコードの仮押えは1ヶ月のみ有効であるため、失効しないよう注意する。

5-4. 場所情報コードの管理

登録された基本情報等に修正が発生した場合は、申請者が発行機関に修正申請を行う。なお、基本情報に関する各種申請については、なりすまし対策のため、申請者登録時に発行された申請者認証コードをパスワードとして申請様式(別紙1を参照)をパスワード保護し、メールに申請者 ID を記載の上、申請を行うこととする。

(1) 基本情報の修正

位置情報やコードの状態、その他基本情報が変更されたときは、発行機関に更新情報をメールで送付する等、速やかに基本情報修正申請を行う。

基本情報修正の有無及び申請者連絡先の確認のため、発行機関から定期的に(当面年1回とする)確認メールが送信されるので、修正事項の有無によらず返信を行うこと。

(2) 場所情報コードの停止・廃止

場所情報コードを使用しなくなったときは、速やかに停止または廃止の手続きをとる。停止・廃止状態の場合、コードとその状態を除く基本情報の公表も停止される。

一時的なトラブル対応等に伴う停止など、将来的に再度利用する可能性のある場合は停止申請を行う。停止後、場所情報コードの利用を再開する場合は、再運用申請を行う。

ただし、発行機関において強制的にコードを停止した場合（後述）は、基本情報の修正等必要な措置を取った上で再運用申請を行うこと。

地物の移転・解体や位置情報サービスの終了など、将来的に再度利用する可能性のない場合は廃止申請を行う。なお、廃止に伴い基本情報（コードと状態を除く）や申請者情報の抹消を希望する場合は、廃止申請の際に発行機関に依頼すること。

（３）詳細情報

申請者が場所情報コードを利用して独自に提供する詳細情報については、自らの目的で管理・提供する情報であるため、基本的には自由に提供できるが、エンドユーザが安心して詳細情報を利用できるように、以下の事項を遵守すること。これらの事項に反する行為が確認された場合は、発行機関においてコード停止等の措置が取られることもある。

１）提供してはならない情報

- ・ 犯罪行為に当たる情報または犯罪を助長する情報。
- ・ 特定の個人・企業等に対する誹謗中傷等、他人の権利を不当に害する情報。
- ・ 誇大広告や事実と反する虚偽情報等、本制度の信頼性を損ねる情報。
- ・ その他公序良俗に反する情報等。

２）情報提供に当たっての留意点

- ・ 基本情報と重複する情報については、整合性に留意すること。（整合しない場合、虚偽情報と受け取られる恐れがある。）
- ・ 詳細情報の提供に伴うトラブル等は、原則として当事者間において解決すること。

（４）クレーム対応

位置情報点に設置した媒体及び詳細情報について施設管理者や利用者等からのクレームが入った場合は、適宜対応すること。また、発行機関が公表する基本情報についてクレームが入り、情報の修正を要する場合は、発行機関宛て修正申請を行う。

施設管理者や利用者等からのクレームが発行機関に入った場合は、基本情報に登録された申請者の連絡先に発行機関から連絡を行う。クレームの連絡を受けた場合、申請者は速やかに基本情報の修正（修正申請）等の対応を行うこと。発行機関においては、修正申請がない限り基本情報の修正は直接行わないが、クレーム対応の状況によっては、強制的にコード停止（発行機関からの定期確認において返信がない場合は、状況により再確認の上廃止）の措置を取ることがあり得る。

（５）信頼性評価制度について

場所情報コードの申請・発行の手続きにおいて申請者が故意に虚偽の申請を行った場合など、不正確な情報の登録や悪用の可能性も考えられる。このため、将来的に場所情報コードの基本情報（位置情報及びその他の情報）及び詳細情報の信頼性・有効性をエンドユーザが評価し、結果を場所情報コードに併せ公開する制度を導入する予定である。

以 上

場所情報コードの申請様式について

(1) 申請の種類と様式

場所情報コードの発行及び運用に関わる申請手続きは以下の9通り（申請者登録に関するものを含む）あるため、各手続きに対応した様式に必要事項を記入する。

No.	申請手続きの種類	使用する様式	説明頁
①	申請者登録	様式1： 申請者登録用	P. 2
②	申請者登録情報の修正	様式1： 申請者登録用	P. 2
③	場所情報コードの予約	様式2： 場所情報コード基本情報登録および修正用	P. 3～6
④	場所情報コードの予約取り消し	様式3： 場所情報コード状態変更用	P. 7
⑤	場所情報コードの発行	様式2： 場所情報コード基本情報登録および修正用	P. 3～6
⑥	場所情報コードの基本情報の修正	様式2： 場所情報コード基本情報登録および修正用	P. 3～6
⑦	場所情報コードの停止	様式3： 場所情報コード状態変更用	P. 7
⑧	場所情報コードの再運用	様式2： 場所情報コード基本情報登録および修正用	P. 3～6
⑨	場所情報コードの廃止	様式3： 場所情報コード状態変更用	P. 7

(2) 各種申請様式の詳細

① 様式 1 (申請者登録用の申請様式)

記入内容一覧

	項目	型	SIZE (桁, 文字数)	情報公開/非公開 選択	記入内容の説明	例 (国土地理院の場合)
1	申請者名称	全角	60	無 ^{※2}	企業名, 団体名, 個人名など	国土地理院
2	担当者氏名	全角	30	無	担当者の氏名 (申請者が個人である場合は申請者名称と同じ)	国土 太郎
3	住所	全角	100	無	申請者の住所	茨城県つくば市北郷1番
4	連絡先メールアドレス	半角英数	100	無	場所情報コードに問題等が発生したときに, 確実に連絡の取れる問合せメールアドレス	geo-ref@gsi.go.jp
5	連絡先電話番号	半角英数	24	無	場所情報コードに問題等が発生したときに, 確実に連絡の取れる問合せ電話番号	0298641111
6	申請者ホームページの URL	半角英数	300	無 ^{※2}	申請者が管理するホームページの URL	
7	申請者 ID	半角英数	8	無 ^{※2}	発行機関が初回登録時に発行 申請者情報修正時は記入必須 【登録申請時には記入しない】	10203040
8	チェックコード	半角英数	2	無	発行機関が初回登録時に発行 申請者情報修正時は記入必須 【登録申請時には記入しない】	GE

※1 色を付けた項目は入力必須, その他は任意

※2 申請者名称, 申請者ホームページの URL, 申請者 ID の情報公開/非公開の選択はコード毎に指定

記入例 1

任意の項目についてデータを記入しない場合は空白とし, テキストファイルの場合は区切り文字としてカンマを入力する。

(エクセルファイルでの記入例)

	1	2	3	4	5	6	7	8
No.	申請者名称	担当者氏名	住所	連絡先 E-mail	連絡先電話番号	申請者 HP の URL	申請者 ID	申請者 ID チェックコード [*]
例	国土地理院	国土 太郎	茨城県つくば市北郷1番	geo-ref@gsi.go.jp	0298641111		10203040	GE

(テキストファイルでの記入例)

国土地理院, 国土 太郎, 茨城県つくば市北郷1番, geo-ref@gsi.go.jp, 0298641111, , 10203040, GE

② 様式 2 (場所情報コード基本情報登録および修正用)

記入内容一覧

	項目	型	SIZE (桁, 文字数)	情報公開/非公開 選択	記入内容の説明	例 (国土地理院の基準点の場合)
1	場所情報コード (ucode)	半角英数	32	無	発行した場所情報コード 予約申請・発行申請時は空白 基本情報修正時は該当コードの入力必須 【初回のみ発行機関から指定, 以降は申請者記入】	00001B000000000309CB35A661907FC1
2	フォーマットバージョン	半角英数	8	有	利用分野の大分類とバージョン 【初回のみ発行機関から指定, 以降は申請者記入】	1.0 GSI0
3	位置情報点の種別	半角英数	16	有	位置情報点の種別 【初回のみ発行機関から指定, 以降は申請者記入】	TROG
4	整理番号	半角英数	16	無	場所情報コード発行までの管理用番号: 非公開	TRG5339358901
5	位置測定日	半角英数	8	有	位置座標を測定した日	20110623
6	位置情報の基準日	半角英数	8	無	位置座標を取得した地域における測量成果の元期 【三角点の場合のみ必須】	20110524
7	緯度 (度)	半角英数	2	有	DD (度)	35
	緯度 (分)	半角英数	2		MM (分)	39
	緯度 (秒)	半角英数	7		SS. SSSS (秒)	29. 1572
	経度 (度)	半角英数	3		DDD (度)	139
	経度 (分)	半角英数	2		MM (分)	44
	経度 (秒)	半角英数	7		SS. SSSS (秒)	28. 8869
	水平位置測定精度	半角英数	2		位置情報点の水平位置 (経緯度) の測定精度 10: 高精度, 20: 中精度, 30: 低精度, 99: 精度不明	10
8	標高 (屋外の場合)	半角英数	16	有	位置情報点の標高 単位 (m)	26. 68
	標高測定精度	半角英数	2		位置情報点の標高の測定精度 【標高を記入した場合, 必須】 10: 高精度, 30: 低精度, 99: 精度不明	10

9	階数	半角英数	3	有	屋外または屋内の階数情報 屋内：-50～200（階） 屋外：999，屋上：998，海底/湖底/川底：997	999
	中間階 （屋内の場合）	半角英数	3		屋内の中間階情報 【 屋内の場合のみ必須 】 0：整数階，-0.5 or 0.5：中間階	
10	市町村コード	半角英数	5	有	位置情報点所在地の5桁の市町村コード	13103
11	住所	全角	100	有	位置情報点所在地の住所の地名表記（大字以下の町名，地番等）	東京都港区麻布台2丁目18番1
12	名称	全角	100	有	位置情報点所在地の地点を示す施設，地物等の名称 施設管理者が申請者と異なる場合，施設管理者に公開が可能かの確認が必要	日本経緯度原点
13	位置情報点の属性 （地物情報）	全角	200	無	閲覧システムでの検索時のキーワード （1キーワード毎に#で区切る） 施設管理者が申請者と異なる場合，施設管理者に公開が可能かの確認が必要	#国土地理院 #基準点 #経緯度原点
14	冠字及び選点番号	全角	8	無	三角点の冠字及び選点番号 【 三角点の場合のみ必須 】	
15	施設管理者	全角	100	無	施設等の管理者の名称等：原則非公開	
16	詳細情報（URL）	半角英数	300	有	詳細情報を掲載するウェブサイトのURL	http://www.gsi.go.jp/
17	記録媒体	半角英数	8	有	設置する記録媒体の種類 （「記録媒体テーブル」を参照）	RFID
18	状態	半角英数	2	無	場所情報コードの運用状態 （予約・停止申請以外は運用を選択） 10：予約，20：運用，30：停止	20
19	申請者 ID	整数	8	無※ ²	申請者登録時に発行される ID 公開を○にした場合，申請者登録時の名称とメールアドレス、URL も公開	10203040
20	申請者 ID チェックコード	半角英数	2	無	申請者登録時に発行される2文字コード	GE
21	uID	半角英数	16	有	記録媒体のuID（場所情報コードとは別に振られている場合）	E008010C3862253F
22	備考	全角	100	有	その他の情報	これはテストデータです。

※1 色を付けた項目は入力必須，その他は任意

※2 原則公開。「公開」と指定すると，申請者登録時の申請者名称及びメールアドレス，申請者ホームページのURLも公開される。
但し，申請者情報の公開によって支障が生じる場合は，申請者判断により非公開とすることができる。

記入例

任意の項目についてデータを記入しない場合は空白とし、テキストファイルの場合は区切り文字としてカンマを入力する。また、情報の公開/非公開の選択については、各項目横の記入欄（テキストファイルの場合は当該情報の次の項）に公開して良いものに「○」を記入し、非公開のものには「×」を記入する（「○」「×」は、全角文字のマル印とバツ印とする）

（エクセルファイルでの記入例）

	1	2		3		4	5		6
No.	場所情報コード	フォーマットバージョン	公開	位置情報点の種別	公開	整理番号	位置測定日	公開	位置情報の基準日
例	00001B000000000309CB35A661907FC1	1.0 GSI0	○	TROG	×	TRG5339358901	20110623	○	20110524

7						8			9				
緯度(度)	緯度(分)	緯度(秒)	経度(度)	経度(分)	経度(秒)	水平位置測定精度	公開	標高	標高測定精度	公開	階数	中間階	公開
35	39	29.1572	139	44	28.8869	10	○	26.68	10	○	999	0	○

10		11		12		13		14	15
市町村コード	公開	住所（大字以下の町名地番）	公開	名称	公開	位置情報点の属性（地物情報）	公開	冠字及び選点番号	施設管理者
13103	○	麻布台2丁目18番1	×	日本経緯度原点	○	#国土地理院 #基準点 #経緯度原点	○		国土地理院

16		17		18	19		20	21		22	
詳細情報（URL）	公開	記録媒体	公開	状態	申請者 ID	公開	申請者 IDチェックコード	uID	公開	備考	公開
http://www.gsi.go.jp/	○	RFID	○	20	10203040	○	GE	E008010C3862253F	○	これはテストデータです。	○

※色を付けた項目は入力必須，その他は任意

（テキストファイルでの記入例）

00001B000000000309CB35A661907FC1, 1.0 GSI0, ○, TROG, ×, TRG5339358901, 20110623, ○, 20110524, 35, 39, 29.1572, 139, 44, 28.8869, 10, ○, 26.68, 10, ○, 999, 0, ○, 13103, ○, 麻布台2丁目18番1, ×, 日本経緯度原点, ○, #国土地理院 #基準点 #経緯度原点, ○, , 国土地理院, http://www.gsi.go.jp/, ○, RFID, ○, 20, 10203040, ○, GE, E008010C3862253F, ○, これはテストデータです., ○

記録媒体コード一覧

入力項目の「記録媒体」には、以下の媒体コードを記入する。

媒体コード	名称	区分1	区分2
1d01	EAN（日本国内では JAN）	1次元バーコード（EAN, JAN 規格）	1次元バーコード
1d02	CODE39	1次元バーコード（CODE39 規格）	1次元バーコード
1d03	ITF	1次元バーコード（ITF 規格）	1次元バーコード
1d04	NW-7	1次元バーコード（NW-7 規格）	1次元バーコード
1d05	CODE128	1次元バーコード（CODE128 規格）	1次元バーコード
1d06	CODE93	1次元バーコード（CODE93 規格）	1次元バーコード
1d07	RSS	1次元バーコード（RSS 規格）	1次元バーコード
2d01	PDF417	2次元バーコード（PDF 4 1 7）	2次元バーコード
2d02	ベリコード	ベリコード	2次元バーコード
2d03	QRコード	QRコード	2次元バーコード
2d04	マキシコード	マキシコード	2次元バーコード
IC01	ISO/IEC 7816	ICカード（ISO/IEC 7816）	ICカード
IC02	ISO/IEC 10536	ICカード（ISO/IEC 10536）	ICカード
IC03	ISO/IEC 14443	ICカード（ISO/IEC 14443）	ICカード
IC04	ISO/IEC 15693	ICカード（ISO/IEC 15693）	ICカード
RFID02	ISO/IEC 18000-2	RFID（135kHz 以下）	RFID
RFID03	ISO/IEC 18000-3	RFID（13.56MHz）	RFID
RFID04	ISO/IEC 18000-4	RFID（2.45GHz）	RFID
RFID06	ISO/IEC 18000-6	RFID（860MHz?960MHz）	RFID
RFID07	ISO/IEC 18000-7	RFID（433MHz）	RFID
NFC01	ISO/IEC 18092	NFC	NFC
RFID	その他	その他	RFID
IMES	IMES	IMES	others
LED	LED	LED	others
NONE	NONE（媒体なし）	無し	NONE

③ 様式 3 (場所情報コード状態変更用)

記入内容一覧

No.	NAME	TYPE	SIZE (桁, 文字数)	情報公開/非公開 選択	コメント	例 (国土地理院の場合)
1	場所情報コード	半角英数	32	無	運用している場所情報コード	00001B000000000309CB35A661907FC1
2	状態	半角英数	3	無	場所情報コードの運用状態 30 : 停止, 40 : 予約取消, 99 : 廃止	30
3	申請者 ID	半角英数	8	無	申請者登録時に発行される ID	10203040
4	申請者 ID チェックコード	半角英数	2	無	申請者登録時に発行される 2 文字コード	GE
5	状態変更理由	全角	100	無	状態を変更する理由	IC タグが故障したため

記入例

任意の項目についてデータを記入しない場合は空白とし、テキストファイルの場合は区切り文字としてカンマを入力する。

(エクセルファイルでの記入例)

	1	2	3	4	5
No.	場所情報コード	状態	申請者 ID	申請者 ID チェックコード	停止理由
例	00001B000000000309CB35A661907FC1	30	10203040	GE	IC タグが故障したため

(テキストファイルでの記入例)

0001B000000000309CB35A661907FC1, 30, 10203040, GE, IC タグが故障したため